

協 定 説 明 書

平成２８年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（光ケーブル）に関する基本協定の締結については、この協定説明書によるものとする。

１． 公告日 平成２８年２月１７日

２． 協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 光橋 尚司
福岡県直方市溝堀１丁目１番１号

３． 協定の概要等

（１） 名称

平成２８年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（光ケーブル）に関する基本協定

（２） 協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動命令があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等により、緊急的に行う応急対策工事（光ケーブルの応急復旧を主とする）に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（３） 協定区間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし、協定締結者数により担当区間割りを行う。ただし、被災状況等により必要に応じて遠賀川河川事務所管内の他の地域も含むものとする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動命令があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で工事を実施することがある。

（４） 協定期間

平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで

（５） 本協定の締結者については、施工実績、緊急事態時の体制、資機材の保有状況等から総合的に評価して、３社程度を決定する。

（６） 本協定の締結後、災害等が発生し緊急的に応急復旧工事を実施する場合は、書面又は電話等の方法により工事を要請した後、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

（７） 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないものとする。

（８） 本協定書（案）は、別添－１のとおりである。

4. 協定締結のために必要な要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 27・28 年度通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、認定されていない場合は、当該基本協定の締結に参加する資格を有しない。また、協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって協定を無効とするものとする。

(3) 協定締結参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 九州地方整備局の管轄区域内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

(6) 平成 8 年度以降公告日までに、国、公団等又は県市町村発注の光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績があること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が 65 点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

(7) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、遠賀川河川事務所に 2 時間以内に到着できること。

(8) 緊急時の体制の確保として 2 名以上の光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事に関する実務経験を有する者、あるいは、F T T H 屋外施工技能認定（旧：光ファイバーケーブル工事技能認定）又は F T T H 施工管理技術認定（旧：光ファイバーケーブル工事管理技術者認定）あるいは、1 級電気工事施工管理技士又は 2 級電気工事施工管理技士を取得している者を 2 名以上確保できること。

5. 評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

別表 1 の各評価項目と評価基準について、評価する。

6. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀 1-1-1

九州地方整備局 遠賀川河川事務所 防災情報課 防災情報係長

電話：0949-22-1830 FAX：0949-29-5115

7. 資料の作成及び提出

(1) 本協定の締結希望者は、次に従い申請書及び資料等を提出しなければならない。遠賀川河川事務所長は、申請書を提出した者の中から本協定を締結できる者を選定する。申請書を提出することができる者は、申請書を提出するときにおいて、4. に掲げる要件を満たす者とする。

なお、提出期間内に申請書及び資料等が提出場所に到達しなかった場合は本協定を締結できない。

① 提出期間：平成２８年２月１７日（水）から平成２８年３月２日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時００分から１７時００分まで

②提出場所：６．に同じ

③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出する。

（２）申請書は、様式１により作成すること。会社の代表印を押印すること。

（３）資料は、次に従い様式２～７により作成すること。なお、文字サイズは１０ポイント以上とする。

項 目	記載要領・留意事項
①企業の実績 (様式2) (様式3)	・対象となる工事实績は、平成8年度以降公告日までに完成した光ケーブル敷設工事または光ケーブル移設工事とし、その中から代表的なものを1件記載する。(様式2) ・対象となる発注機関は次のとおり。 - 遠賀川河川事務所 - 他官署 : 遠賀川河川事務所以外の国土交通省 - 他省庁 : 国土交通省以外の「国の機関」、独立行政法人、国所管の公益法人 - 旧公団 : 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) - 都道府県 : 都道府県、政令指定都市、地方公共団体所管の公益法人・公社 - 市町村 : 政令指定都市以外の市町村 - 民間 : 公益民間企業 ・様式2に記載した工事に係る一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報サービス」(以下、CORINS)の工事カルテの写しを添付すること。ただし、CORINSに登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。また、様式2に記載した工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事(港湾空港関係を除く)である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。 ・九州地方整備局管内発注の平成23年度以降公示日までに完成した通信設備工事の発注事務所名、工事名、工期、評定点を記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。(様式3) ・九州地方整備局管内発注の通信設備工事で平成25～26年度完成工事における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長表彰がある場合、様式3に記載し、表彰の写しを添付すること。

②雇用技術者及び遠賀川河川事務所までの到着時間 (様式4)	・雇用技術者数 ・対象となる技術者の資格等は、様式4の表中に記載したものとする。 ・技術者数は応募申請書の提出日時点とする。 ・技術者の雇用と資格等を証明するものの写しを添付すること。 ・遠賀川河川事務所までの到着時間 ・派遣する技術者が在籍する拠点の所在地及び遠賀川河川事務所までの到着時間を記載する。 ・到着時間は、工事拠点から遠賀川河川事務所まで利用する高速自動車道と一般道の延長をそれぞれ高速自動車道の場合時速80km、一般道の場合時速30kmで換算した場合の時間を記載する。
③災害協定の締結及び活動実績 (様式5) (様式6)	・平成25年度以降締結した災害時応急対策工事等の協定の実績のうち、代表的なものを記載する。(様式5) ・平成25年度以降締結した災害時応急対策工事等の協定に基づき活動を行った実績のうち、代表的なものを記載する。(様式6) ・対象となる協定は電気通信設備に係る工事・役務とする。
④資機材等の調達 (様式7)	・光ケーブルの応急対策工事に使用する資機材の調達可能量、うち、自社保有状況について記載する。

(4) その他

- 1) 平成27・28年度通信設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格を有することを確認できる資料を添付すること。
- 2) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 遠賀川河川事務所長は、提出された申請書を、本協定の締結者の決定以外に提出者に無断で使用しない。
- 5) 申請書は、提出期間以降の内容変更及び取り下げ・再提出は認めない。
- 6) 申請書に関する問合せ先
6. に同じ。

8. 協定締結者の決定方法等

(1) 協定締結者の決定方法

協定締結参加資格のあった者のうち、施工実績、緊急機体時の体制、資機材の保有状況等を総合的に勘案して、締結者及び担当区間を決定する。

(2) 協定締結者への通知

協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、平成28年3月14日(月)を予定している。

(3) 協定締結の期日

協定締結の期日については、平成28年3月28日(月)を予定している。

9. 協定の非締結者に対する理由の説明

(1) 申請書を提出した者のうち本協定の非締結者は、遠賀川河川事務所長に対して、その理由について次に従い、説明を求めることができる。

①提出期限：非締結の通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）を含まない。）以内の17時00分まで。

②提出場所：6. に同じ

③提出方法：電送（ファクシミリ）、持参又は郵送等により提出する。

電送で提出した場合は送信後、6. の担当部局に電話確認すること。

(2) 遠賀川河川事務所長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面にて電送で回答する。

10. 協定説明書に対する質問

(1) この協定説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

①提出期間：平成28年2月17日（水）から平成28年2月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

②提出場所：6. に同じ

③提出方法：電送、持参又は郵送等により提出する。

電送で提出した場合は送信後、6. の担当部局に電話確認すること。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に質問者に対して書面にて電送で回答する。その他、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧期間：回答の翌日から申請書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

②閲覧場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀1-1-1
九州地方整備局 遠賀川河川事務所 防災情報課

11. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。

(別表1)評価項目及び評価基準(光ケーブル)

評価項目	評価内容	最高配点	配点基準	配点	提出様式
■施工実績	■工事施工実績 平成8年度以降公告日までの国、公団等又は県市町村発注の光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績	10	①遠賀川河川事務所の実績あり	10	様式2
			②九州地方整備局管内事務所の実績あり	5	
			③上記①②以外の国、公団又は県市町村の実績	0	
			上記①②③以外の機関の実績又は実績無	C	
	■工事成績の評価 九州地方整備局発注の平成23年度以降公示日までの通信設備工事の工事成績	10	工事成績評定点の平均が75点以上	10	様式3 工事成績評定通知書の写しを添付
			工事成績評定点の平均が70点以上～75点未満	5	
			工事成績評定点の平均が65点以上～70点未満	0	
			工事成績評定点の平均が65点未満	C	
	■表彰 九州地方整備局管内発注工事で平成25～26年度完成工事における「安全施工」又は「優良施工」の表彰の有無	10	通信設備工事で局長表彰あり	10	様式3 表彰がある場合は、表彰の写しを添付
			通信設備工事で事務所長表彰あり	5	
			表彰実績なし	0	
■雇用技術者数	■雇用技術者 ・技術士 電気電子部門又は総合技術管理部門(電気電子) ・電気通信主任技術者 ・情報配線施工技能検定 ・FTTH屋外施工技能認定 ・FTTH施工管理技術認定 ・1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士	20	有資格者数6名以上	20	様式4 資格証明書及び雇用関係を証明するものの写しを添付
			有資格者数2～5名	10	
			有資格者数 1名以下	C	
■事務所までの距離	■事務所までの距離 高速自動車道80km/h及び一般道30km/hで計算	20	1時間以内	20	様式4
			1時間を超え1時間30分以内	10	
			1時間30分を超え2時間以内	0	
			2時間を超える	C	
■災害協定の締結及び活動の実績	■災害時応急対策工事等の協定締結の実績 平成25年度以降締結した、電気通信における協定の実績	5	①遠賀川河川事務所の実績あり	5	様式5 協定書の写しを添付
			②九州地方整備局管内事務所の実績あり	3	
			③上記①②以外の国、公団又は県市町村の実績	0	
			上記①②③以外の機関の実績又は実績無	C	
	■災害時応急対策工事等の活動実績 平成25年度以降締結した協定に基づく、電気通信における活動実績	5	①遠賀川河川事務所の実績あり	5	様式6 協定書の写しを添付
			②九州地方整備局管内事務所の実績あり	3	
			③上記①②以外の国、公団又は県市町村の実績	0	
			上記①②③以外の機関の実績又は実績無	C	
■主要資機材の調達	■主要資機材の自社保有状況 災害復旧に必要な役割を担う資機材の自社保有状況 ア. 高所作業車 イ. 試験用コネクタ、融着器、パルス試験器、光ロス試験器等	20	ア. イ. 両方を自社保有している	20	様式7
			ア. イ. いずれかを自社保有している	10	
			自社保有なし	0	